

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（傍線部分が改正箇所）

改正案					現行				
第十三条の三の二 気象援助局（ラジオゾンデのもの及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。）に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、別に告示するものを除き、送信設備の区別に従い次の表のとおりとする。					第十三条の三の二 気象援助局（ラジオゾンデのもの及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。）に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、別に告示するものを除き、送信設備の区別に従い次の表のとおりとする。				
送信設備の区別		電波の型式	周波数	空中線電力	送信設備の区別		電波の型式	周波数	空中線電力
一 ラジオ ゾンデ	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	一 ラジオ ゾンデ	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (1) 以外のもの	A—D、A— D、F—D、 F—D、F— D、F七D、 F八D、F九 D、G—D又 はG七D	四〇三・三 MHz以上四 〇五・七 MHz以下の 周波数で あつて、四 〇三・三 MHz及び四 〇三・三 MHzに一〇 kHzの自 然数倍を 加えたも の	〇・二ワット 以下		(2) (1) 以外のもの	A—D、A— D、F—D、 F—D、F七 D、F八D又 はF九D	四〇四・五 MHz 一、六七三 MHz 一、六八〇 MHz 一、六八七 MHz	四〇四・五 MHz 一、六七三 MHz 一、六八〇 MHz 一、六八七 MHz
		A—D、A— D、F—D、 F—D、F七	一、六七三 MHz 一、六八〇	一ワット以 下					

		D、F八D又 はF九D	MH4 一、六八七	
		(略)	(略)	(略)
二 (略)		(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)
二 (略)		(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正前の第十三条の三の二の規定は、この省令の施行の日から十年を経過する日までは、なおその効力を有する。
- 3 この省令の施行の日から十年を経過する日以前に免許を受けた四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局(ラジオゾンデのものに限る。)の電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、改正後の第十三条の三の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。